

平成 26 年 度

立 木 第 1 回

## 入 札 の ご 案 内

実施年月日：平成 26 年 10 月 29 日（水）

場 所：東京神奈川森林管理署 入札室

日 時：13 時 15 分締切 即時開札

神奈川県足柄上郡山北町世附国有林外

皆伐 2 件

間伐 1 件

### 東京神奈川森林管理署

〒 254-0046 神奈川県平塚市立野町 38-2

TEL 050-3160-6010

FAX 0463-32-2868

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

# 入札のご案内

1. 入札及び開札の日時 平成26年10月29日(水)  
13時15分締切 即時開札

2. 郵便入札 『認めます』

## 郵便入札の注意事項

- (1) 入札書を入れる封筒は二重封筒を使用してください。表書きで朱書きで「入札書在中」と記入し、書留または配達証明により送付してください。
- (2) 入札書は、締切期限内に到達しない場合は、無効となりますので、お急ぎの場合は、速達にて送付してください。

宛先：〒254-0046 平塚市立野町38-2

東京神奈川森林管理署まで

締切：平成26年10月29日(水) 10時まで

3. 契約締結期限 平成26年11月5日(水)

4. 代金納入及び  
担保提供期限 契約締結の翌日から20日間  
代金納入または、担保提供が終了次第、東京神奈川森林管理署へ連絡してください。

5. 代金の延納

『認めます』 年利 1.0%

立木の場合は、1件の契約代金が150万円以上となる時、6ヶ月以内で認めます。ただし、1件の契約数量が1,000m<sup>3</sup>以上の場合は、10ヶ月以内で認めます。

銀行等の支払い保証に係わる場合の延納期間は、担保提供の翌日から起算することとなりますので、代金納入日(延納期間満了日)が土曜日、日曜日、祝日にかかる担保提供は避けてください。

なお、代金の延納は、分収育林については、官収分に対して認めるものです。

## 延納代金の計算方法

延納代金 =  $\frac{\text{契約代金} \times \text{延納期間 (納入日含む)} \times \text{年利率}}{365}$

365

6. 入札保証金

入札保証金は免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

## 7. 物件の引渡し

代金完納日または担保提供日から15日以内。また、引渡しを受けるに当たっては、物件の所在する管轄の森林官へ連絡のうえ行ってください。

なお、引渡しを受ける際は代金納入の領収書、延納担保提供証明書またはその写しの提示をお願いします。

## 8. 物件の搬出

(1) 搬出等を行う際は、必ず所轄の森林官へ連絡の上、現地の状況、気象状況等を把握し、行ってください。

(2) 各林道は施錠をしていますので、事前に所轄の森林官または東京神奈川森林管理署にて鍵の貸与を受けて下さい。また、搬出終了後は速やかに鍵を返却してください。

(3) 林道出入りの際は、ゲート及び鍵は必ず施錠してください。

(4) 各林道には、重量制限があります。各林道の重量制限を確認の上、制限以上の車両の乗り入れにより、林道等が破損した場合は、修理費等を請求します。

(5) 搬出等の作業に当たっては、安全指導を行い、労働安全の確保に努めてください。

## 9. 物件の搬出期限

物件に搬出期限を定めていますので、期限内に搬出を終了してください。

なお、やむを得ず搬出延長をする場合は、期間終了一週間前までに手続きを行ってください。

搬出期限の延期は、有料となります。延期料は、一日つき契約代金の1000分の1です。

## 10. 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙）に同意したものとします。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号(最終改正平成23年9月1日))が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページ<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>の「公売・入札情報」をご覧ください。

## 入札注意書

1. 入札書には、金額（消費税抜き）を記入してください。
2. 次の各号の一つに該当する場合は、その入札書は無効となります。
  - （1）入札番号、入札金額、氏名若しくは名称が確認出来ないとき。
  - （2）入札書に入札者の署名または記名押印のどちらもないとき。
  - （3）郵便入札にあっては、郵便入札書が定められた日時までに到着しなかったとき。
  - （4）競争参加資格のない入札者による入札書。
  - （5）「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙）について虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
3. その他注意事項
  - （1）入札後の誤謬等による入札無効の申し出は受け付けません。
  - （2）落札者が契約締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
  - （3）入札書に記載された金額に、消費税相当額8%を加算した金額をもって契約金額とします。
  - （4）契約締結以降当該契約について、特に契約書等に明記している場合を除き、当該契約に係わる違約金、延滞金等、率で表示されているものについては、全て消費税相当額を加算した額を契約金額とします。

※現場熟覧のうえ、入札してください。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 特 約 事 項

### 1. 共通事項

- (1) 調査木は、搬出の如何に係わらず、全て伐採して下さい。
- (2) 伐採・搬出にあたっては、常に労働災害防止に努めるとともに、通行者等に注意して作業を行ってください。  
なお、林道等には注意喚起の看板等の設置を行ってください。

#### 看板設置例

#### 立木伐採搬出作業中

購入者： ○○林業（株）  
箇所： ○○国有林○○林小班  
搬出期限： 自 平成○○年○○月○○日  
                  至 平成○○年○○月○○日

- (3) 保残木及び伐区隣接木の保護に努めてください。
- (4) タバコ等、火の元には十分注意してください。
- (5) 枝条等については、下流への流出、崩壊等の原因となりますので、十分注意して処理してください。
- (6) 伐採等の着手・完了にあたっては、必ず所轄の森林事務所森林官にご連絡ください。
- (7) 各林道は、施錠をしていますので、事前に東京神奈川森林管理署または所轄の森林官にて、鍵の貸与を受けてください。また、搬出終了後は速やかに鍵を返却してください。  
なお、林道出入りの際は、ゲート及び鍵は必ず施錠してください。
- (8) 伐採等の着手をする前に、「立木販売箇所の作業計画届」を管轄の森林事務所森林官に提出してください。
- (9) 支障木は必要最小限としてください。支障木が発生する場合は、支障木伐採願いが必要となります。  
また、保安林等の法令制限については、別途関係機関に伐採協議等必要となっ

ていますので安易に伐採を行わず、事前に所轄の森林事務所または東京神奈川森林管理署に連絡してください。

- (10) 伐採域界は、植栽時に獣害防護柵を設置するため、枝条等を積み上げないでください。
- (11) 水ノ木幹線林道及び大又沢幹線林道の重量制限は10t積車となっていますので、これ以上の車輛の乗り入れは行わないでください。
- (12) 入札物件3号(間伐)は、モノケーブル集材で搬出をおこなってください。ただし、支障木を伴わない作業路は除く。
- (13) 搬出期間は、皆伐36ヶ月、間伐24ヶ月です。期限内に搬出を終了して下さい。
- (14) 全物件において契約成立後、伐採開始前に県立自然公園関係の手続き(搬出路等の協議)を、別途おこなうこととなります。



## 分収育林の販売のご案内

日頃から国有林野事業につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、分収育林制度については、国民参加の森林づくりを促進するとともに、森林へのふれあいの機会を提供することを目的に創設されたもので、1984年度から1998年度まで、延べ約8万6千人の個人、団体の方々にご参加いただいているところです。

これまで、契約者の皆様にご協力いただき整備してまいりました森林につきましては、水源のかん養や土砂崩れなどの災害の防止、二酸化炭素の吸収などの公益的機能の発揮に重要な役割を果たしてまいりました。

今回、契約期間満了を迎えて皆伐となる足柄上郡山北町世附国有林103ろ1、中川国有林141に2林小班、間伐となる103ろ2、103は4、103か林小班につきまして公売（立木販売）を行い、オーナー（分収育林契約者）の皆様に分収金を配分したいと考えています。

つきましては、案内書及び物件について熟覧いただき、通常の立木販売と異なる点をご理解のうえ、入札にご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 分収育林の契約について

1号、2号、3号物件は分収育林の入札となります。この物件には、国のほかにオーナーの皆様が存在し、それぞれの持分に応じた権利を有しています。したがって、この物件を落札した方は、売買総額を分割し、国には納入告知書により、各オーナーの皆様につきましては、口座振込みによりお支払いいただくこととなります。各人ごとの振込金額及び口座番号は、落札後お知らせします。

なお、このことにかかる振込み手数料については、予め予定価格から控除をしているので申し添えます。

※各オーナーの皆様への振込期限は、国への納入期限の日と同一日です。また、振込完了後は、振込証明書等（各オーナーの皆様への振込を完了した証明となる書面）の写しを東京神奈川森林管理署へ提出くださるようお願いいたします。



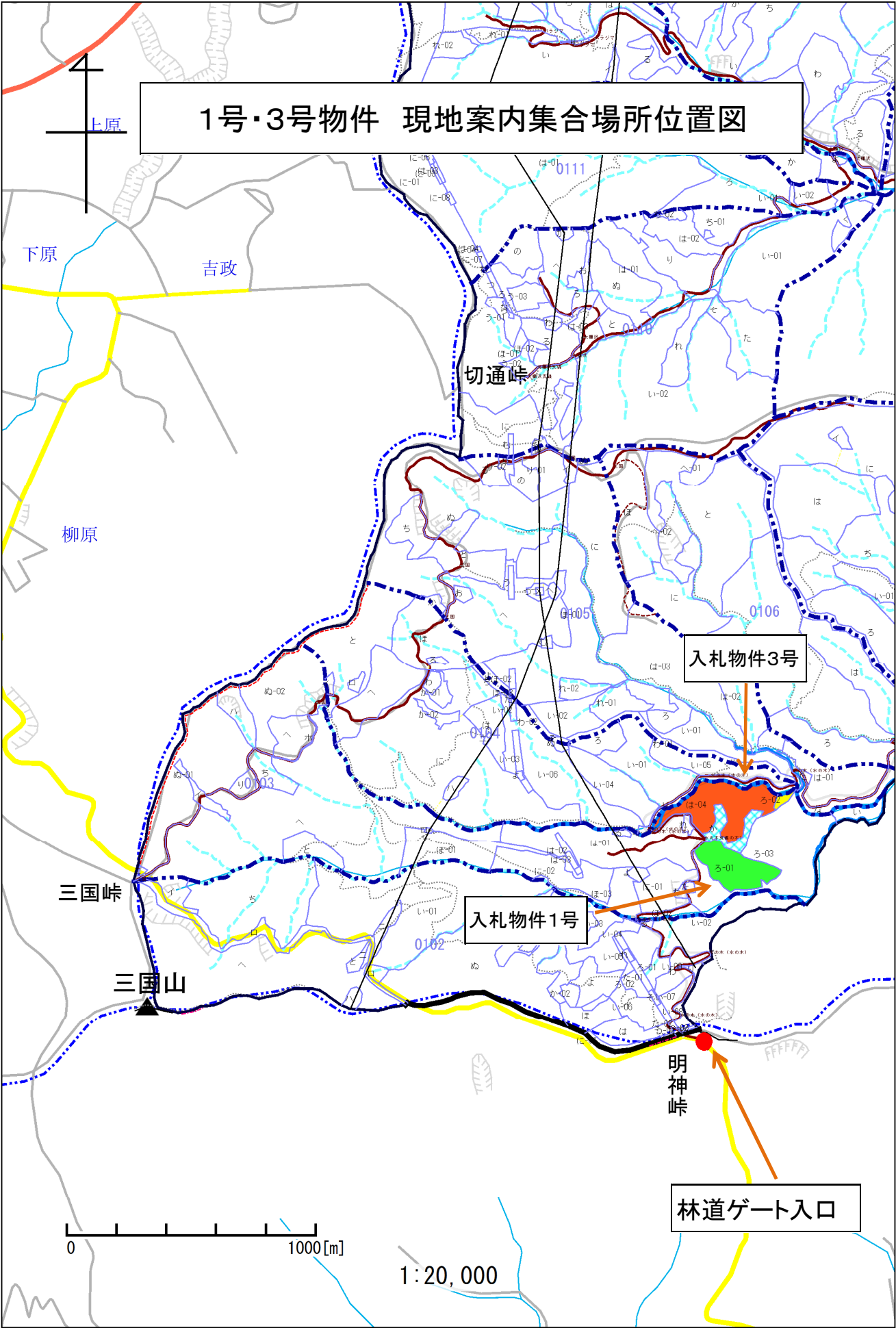
# 現 地 案 内

入札 番号	集合時間	集合場所	案内者	連絡先
1号 3号	平成26年10月17日 午前9時30分	明神峠 水の木幹線林道 林道入口ゲート前	首席森林官 藤田 進	TEL 0465-82-1716 (丹沢森林事務所) TEL 050-3160-6010 (東京神奈川森林管理署)
2号	平成26年10月22日 午前9時30分	世附浅瀬 林道入口ゲート前	首席森林官 藤田 進	TEL 0465-82-1716 (丹沢森林事務所) TEL 050-3160-6010 (東京神奈川森林管理署)

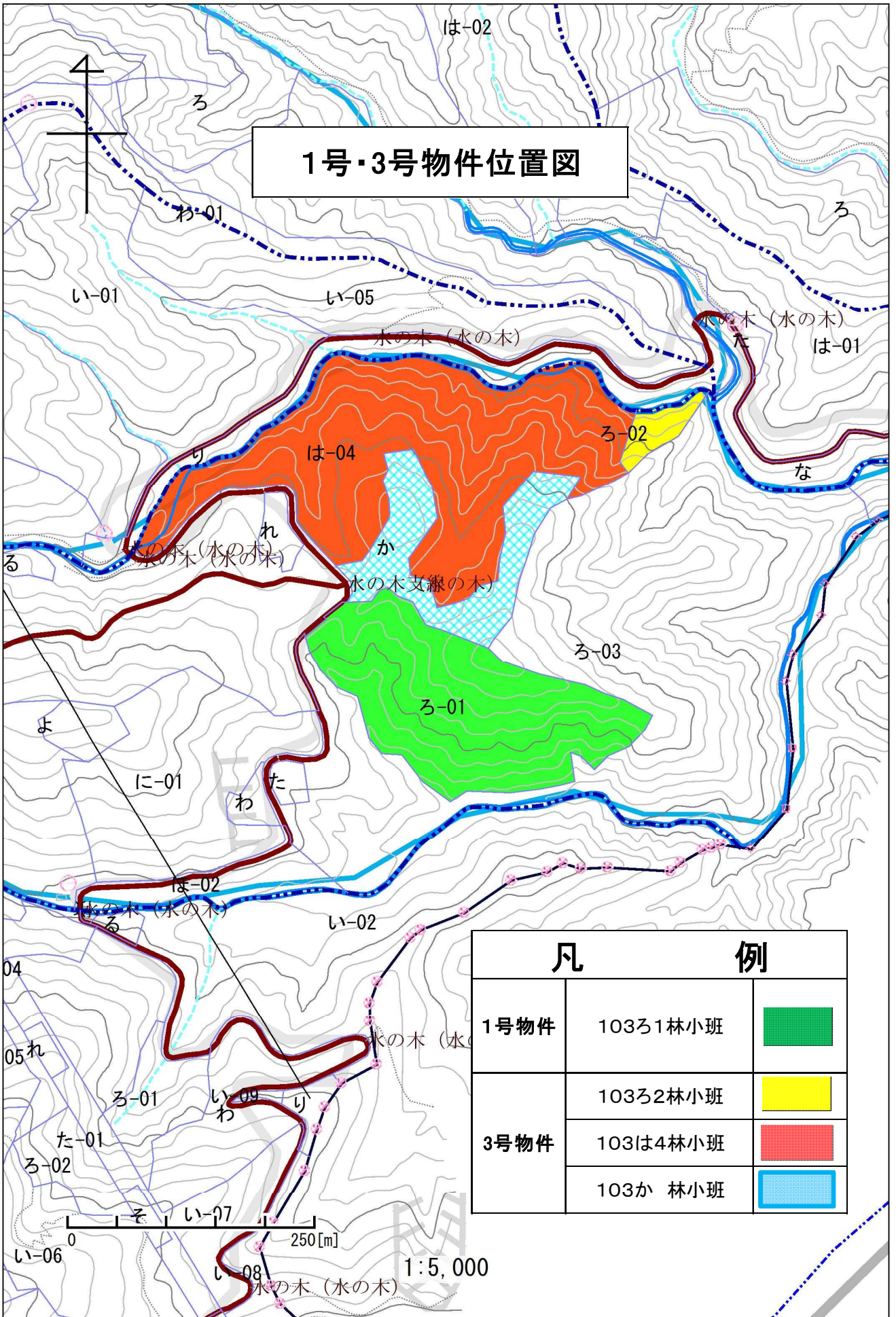
## ※ 注意事項



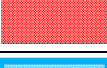

1. 当日についてのお問い合わせや不明な点は、所轄の森林事務所又は東京神奈川森林管理署にお願いします。
2. 雨天決行いたしますので、雨具等は参加者各自でご用意ください。また、保護具等についても参加者各自で準備し、着用してください。
3. 林道は、一般の乗用車では、通行が困難な場所もございますので、悪路等走行可能な車でご参加ください。  
なお、パンク等の非常事態にも対応できるように、車止め、牽引ロープ、スペアタイヤ等のご準備もしておいてください。
4. 現地の案内状況によっては、午後も引続き行うこともありますので、お弁当等については参加者各自で準備してください。
5. 当日参加できない方で、改めて現地案内をご希望される方は、東京神奈川森林管理署または所轄の森林事務所にご連絡ください。  
なお、土曜日、日曜日、祝日は休日となり、業務を行っておりませんのであらかじめご了承ください。また、無断での入林はご遠慮ください。

# 1号・3号物件 現地案内集合場所位置図

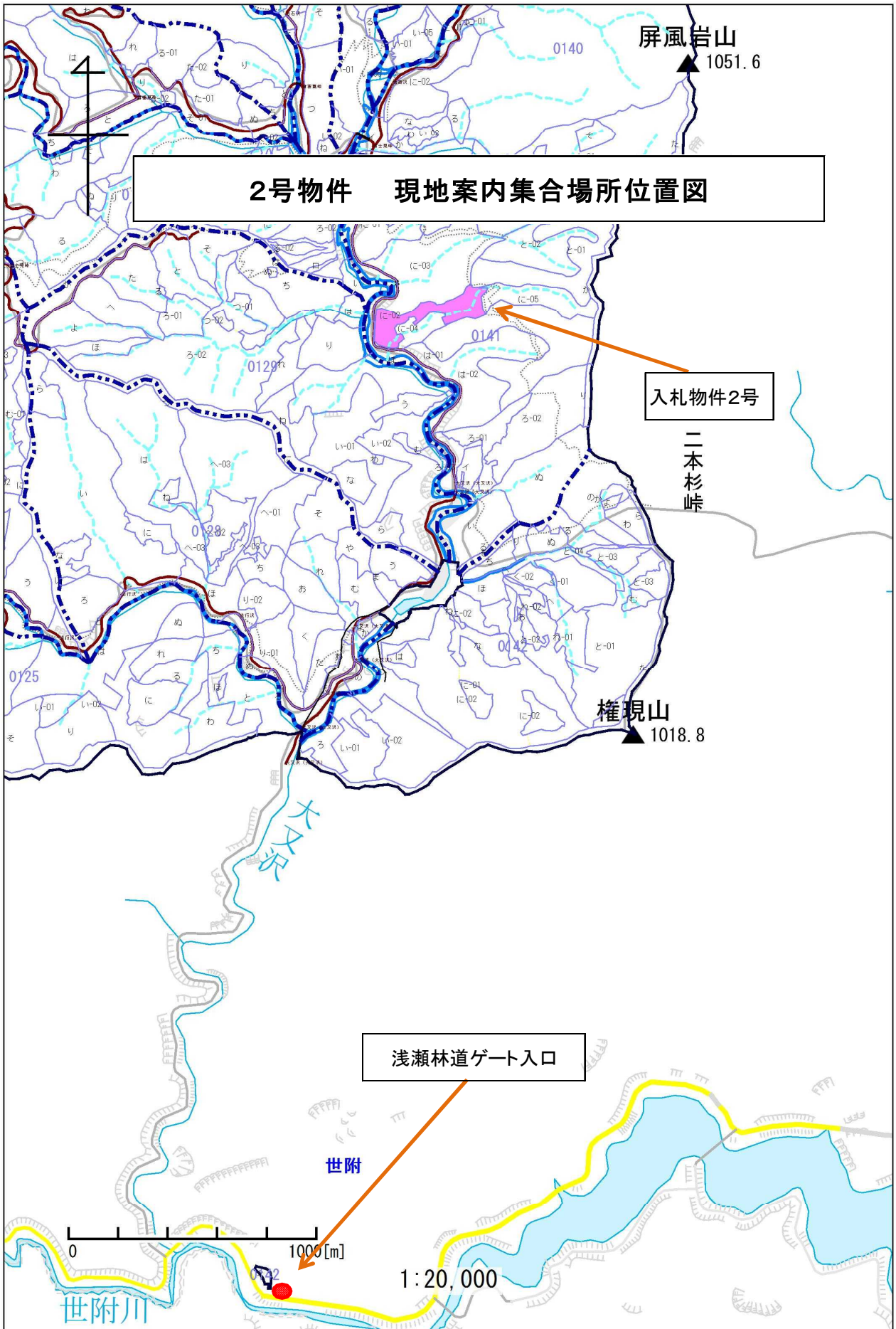


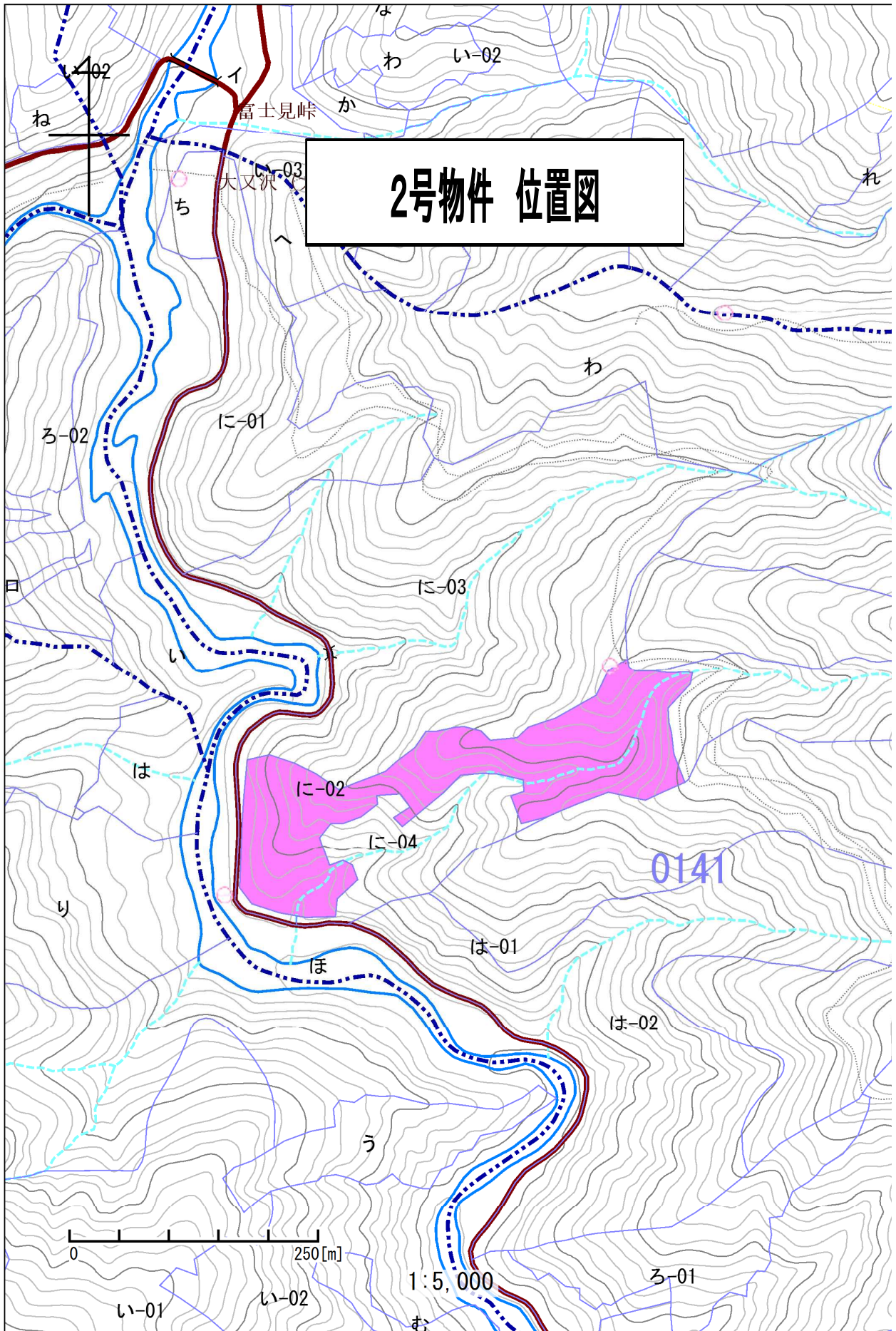
# 1号・3号物件位置図



凡		例	
1号物件	103ろ1林小班		
	103ろ2林小班		
3号物件	103は4林小班		
	103か 林小班		







# 2号物件 位置図

公売物件(入札番号1号)

103㉔1林小班 皆伐 3.80ha



物件明細書

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積 (ha)
26 - 10	世附930番1	103	ろ - 1		53	皆伐	単	3.80

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
スギ	生立木	生立木	一般材		12	12	43	3.01
					14	13	267	29.37
					16	14	523	78.45
					18	15	788	149.72
					20	16	923	230.75
					22	17	857	274.24
					24	18	814	325.60
					26	18	628	288.88
					28	19	468	262.08
					30	19	337	212.31
					32	20	205	155.80
					34	20	116	98.60
					36	20	64	60.80
					38	21	31	33.79
					40	21	20	23.80
					42	21	5	6.40
					44	22	2	2.88
					44	24	1	1.56
					46	23	2	3.20
					50	23	2	3.66

物件明細書

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積 (ha)
26 - 10	世附930番1	103	ろ - 1		53	皆伐	単	3.80

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
スギ	生立木	生立木	一般材		52	21	1	1.76
			低質材		6	7	6	0.06
					8	9	18	0.54
					10	11	46	2.30
					12	12	107	7.49
					14	13	118	12.98
					16	14	94	14.10
					18	15	53	10.07
					20	16	43	10.75
					22	17	16	5.12
					24	18	9	3.60
					26	18	4	1.84
					28	19	3	1.68
					30	19	1	0.63
					32	20	2	1.52
					34	20	1	0.85
					44	19	1	1.26
樹種計							6,619	2,321.45
N計							6,619	2,321.45
合計							6,619	2,321.45

公売物件(入札番号2号)

141に2林小班 皆伐 4.13ha

物件明細書

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積 (ha)
26 - 11	中川 9 2 7 番 1	141	に - 2		61	皆伐	単	4.13

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
スギ	生立木	生立木	一般材		18	12	1	0.15
					30	20	3	2.01
					32	18	1	0.69
					34	18	1	0.77
					44	21	1	1.38
					44	24	1	1.56
					46	26	1	1.82
					50	26	1	2.08
					54	25	1	2.26
					62	26	1	2.94
			低質材		12	9	1	0.05
					18	13	1	0.17
					18	14	1	0.18
樹種計							15	16.06
ヒノキ	生立木	生立木	一般材	中玉	12	11	12	0.84
					14	13	49	4.90
					16	14	141	21.15
					18	15	268	53.60
					20	16	397	103.22
					22	16	537	161.10

物件明細書

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積 (ha)
26 - 11	中川 9 2 7 番 1	141	に - 2		61	皆伐	単	4.13

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
ヒノキ	生立木	生立木	一般材	中玉	24	17	585	222.30
					26	18	530	243.80
					28	18	472	250.16
					30	19	413	260.19
					32	19	287	200.90
					34	20	188	156.04
					36	20	110	100.10
					38	20	59	59.00
					40	21	41	47.56
					42	21	14	17.64
					44	21	14	19.04
					46	21	1	1.47
					46	22	1	1.55
					46	23	1	1.64
					46	24	1	1.72
					48	23	2	3.52
					50	24	2	3.98
			低質材		8	8	40	0.80
					10	10	40	1.60
					12	11	81	5.67

物件明細書

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積 (ha)
26 - 11	中川 9 2 7 番 1	141	に - 2		61	皆伐	単	4.13

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
ヒノキ	生立木	生立木	低質材		14	13	69	6.90
					16	14	90	13.50
					18	15	78	15.60
					20	16	64	16.64
					22	16	45	13.50
					24	17	39	14.82
					26	18	31	14.26
					28	18	23	12.19
					30	19	17	10.71
					32	19	19	13.30
					34	20	13	10.79
					36	20	5	4.55
					38	20	4	4.00
					40	21	2	2.32
樹種計							4,785	2,096.57
N計							4,800	2,112.63
サクラ	生立木	生立木	一般材		32	17	1	0.59
樹種計							1	0.59
L計							1	0.59
合計							4,801	2,113.22

公売物件(入札番号3号)  
103は4林小班外2 間伐 7.39ha

物件明細書

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積 (ha)
26 - 9	世附930番1	103	は - 4		55	經常間伐	複	7.39

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
スギ	生立木	生立木	一般材		12	11	5	0.35
					14	13	14	1.54
					14	15	2	0.24
					16	15	61	9.76
					16	16	4	0.68
					18	16	129	27.09
					18	17	2	0.44
					20	17	150	40.50
					20	18	3	0.84
					22	18	153	52.02
					22	19	1	0.36
					24	19	92	38.64
					24	20	1	0.44
					26	20	40	20.40
					28	21	17	10.54
					30	16	1	0.53
					30	21	1	0.70
					30	22	4	2.92
					30	23	1	0.77
					30	24	1	0.80



物件明細書

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積 (ha)
26 - 9	世附930番1	103	は - 4		55	経常間伐	複	7.39

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
スギ	生立木	生立木	一般材		32	21	1	0.79
					32	22	1	0.82
					32	23	1	0.86
					36	23	1	1.08
					38	23	1	1.19
			低質材		10	11	34	1.70
					12	13	66	5.28
					14	15	67	8.04
					16	16	56	9.52
					18	17	44	9.68
					20	18	41	11.48
					22	19	23	8.28
					24	20	23	10.12
					26	21	8	4.32
					28	22	4	2.60
					30	20	1	0.67
					30	21	1	0.70
					32	18	1	0.69
					32	22	1	0.82
					36	25	1	1.16

物件明細書

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積 (ha)
26 - 9	世附930番1	103	は - 4		55	経常間伐	複	7.39

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
スギ	生立木	生立木	低質材		38	20	1	1.04
					38	24	1	1.24
樹種計							1,060	291.64
ヒノキ	生立木	生立木	一般材	中玉	12	10	2	0.12
					14	11	22	1.98
					16	12	41	4.92
					18	12	60	9.00
					20	13	32	6.40
					22	13	24	5.76
					24	14	13	3.90
					26	14	16	5.44
					28	14	4	1.56
					30	14	3	1.32
					32	14	1	0.49
					34	14	1	0.54
			低質材		10	10	1	0.04
					12	10	3	0.18
					14	11	4	0.36
					16	12	5	0.60
					18	12	4	0.60



1号物件：世附国有林103ろ1林小班(スギ)





2号物件: 中川国有林141に2林小班(ヒノキ)





3号物件：世附国有林103ろ2林小班外2(スギ外)

スギ



ヒノキ

